

平成27年1月1日から

# 難病の方への新たな医療費助成制度が始まります

## 1 医療費助成の対象疾病を大幅に拡大します

- ◆ 対象の疾病（指定難病）が**110疾病**に拡大されます。

## 2 患者さんの負担が変わります

- ◆ 医療費の自己負担割合が3割から2割になります。
- ◆ 所得に応じ、自己負担する金額の限度額が、これまでの制度から変わります。  
(これまで難病医療費の助成を受けていた方の中には、今まで以上に自己負担をお願いすることもあります。)

<その他の変更点>

- ・新たな医療費助成制度の対象となるのは、指定難病で、①病状の程度が一定程度以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方となります。
- ・「難治性肝炎のうち劇症肝炎」「重症急性膵炎」に罹患されている方は新たな制度の対象となりません。ただし、現行制度で認定されている方は、平成27年1月以降も医療費助成が受けられます（医療費助成の申請期限は、平成26年12月末です）。
- ・「スモン」は、平成27年1月以降も現行の医療費助成制度の対象となります。

### 医療費助成対象疾病（指定難病）一覧

番号	病名	番号	病名	番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	23	プリオン病	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	67	多発性嚢胞腎	89	リンパ管筋腫症
2	筋萎縮性側索硬化症	24	亜急性硬化性全脳炎	46	悪性関節リウマチ	68	黄色靭帯骨化症	90	網膜色素変性症
3	脊髄性筋萎縮症	25	進行性多巣性白質脳症	47	パージャー病	69	後縦靭帯骨化症	91	バッド・キアリ症候群
4	原発性側索硬化症	26	HTLV-1関連脊髄症	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	70	広範脊柱管狭窄症	92	特発性門脈圧亢進症
5	進行性核上性麻痺	27	特発性基底核石灰化症	49	全身性エリテマトーデス	71	特発性大腿骨頭壊死症	93	原発性胆汁性肝硬変
6	パーキンソン病	28	全身性アミロイドーシス	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	72	下垂体性ADH分泌異常症	94	原発性硬化性胆管炎
7	大脳皮質基底核変性症	29	ウルリッヒ病	51	全身性強皮症	73	下垂体性TSH分泌亢進症	95	自己免疫性肝炎
8	ハンチントン病	30	遠位型ミオパチー	52	混合性結合組織病	74	下垂体性PRL分泌亢進症	96	クローン病
9	神経有棘赤血球症	31	ベスレムミオパチー	53	シェーグレン症候群	75	クッシング病	97	潰瘍性大腸炎
10	シャルコー・マリー・トゥース病	32	自己食空腔性ミオパチー	54	成人スチル病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	98	好酸球性消化管疾患
11	重症筋無力症	33	シュワルツ・ヤンベル症候群	55	再発性多発軟骨炎	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
12	先天性筋無力症候群	34	神経線維腫症	56	ベーチェット病	78	下垂体前葉機能低下症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	35	天疱瘡	57	特発性拡張型心筋症	79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	101	腸管神経節細胞減少症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	36	表皮水疱症	58	肥大型心筋症	80	甲状腺ホルモン不応症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
15	封入体筋炎	37	膿疱性乾癬（汎発型）	59	拘束型心筋症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	103	CFC症候群
16	クロー・深瀬症候群	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	60	再生不良性貧血	82	先天性副腎低形成症	104	コステロ症候群
17	多系統萎縮症	39	中毒性表皮壊死症	61	自己免疫性溶血性貧血	83	アジソン病	105	チャージ症候群
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	40	高安動脈炎	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	84	サルコイドーシス	106	クリオピリン関連周期熱症候群
19	ライソゾーム病	41	巨細胞性動脈炎	63	特発性血小板減少性紫斑病	85	特発性間質性肺炎	107	全身型若年性特発性関節炎
20	副腎白質ジストロフィー	42	結節性多発動脈炎	64	血栓性血小板減少性紫斑病	86	肺動脈性肺高血圧症	108	TNF受容体関連周期性症候群
21	ミトコンドリア病	43	顕微鏡的多発血管炎	65	原発性免疫不全症候群	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	109	非典型性溶血性尿毒症症候群
22	もやもや病	44	多発血管炎性肉芽腫症	66	IgA 腎症	88	慢性血栓性肺高血圧症	110	ブラウ症候群

指定難病に関する情報については難病情報センターHP (<http://www.nanbyou.or.jp/>) をご覧ください。

医療費助成の申請手続きについては、お住まいの都道府県の担当窓口にお問い合わせください。